



令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務委託

金抜設計書

業務番号 2026020200

---

業務名 令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務委託

---

履行場所 加東市河高4007番地（加東市滝野総合公園多目的グラウンド）ほか

---

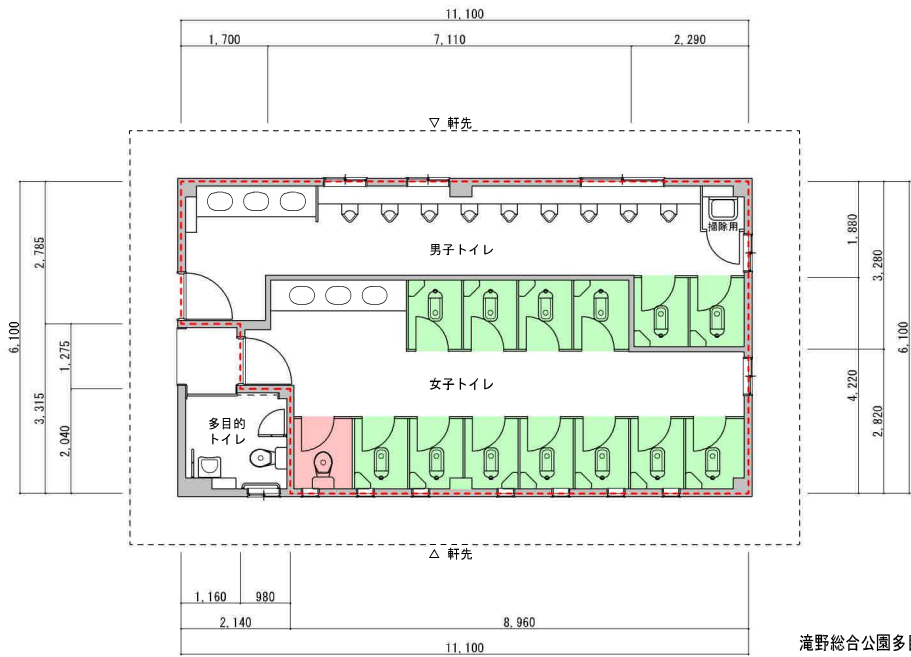
---

兵庫県 加東市

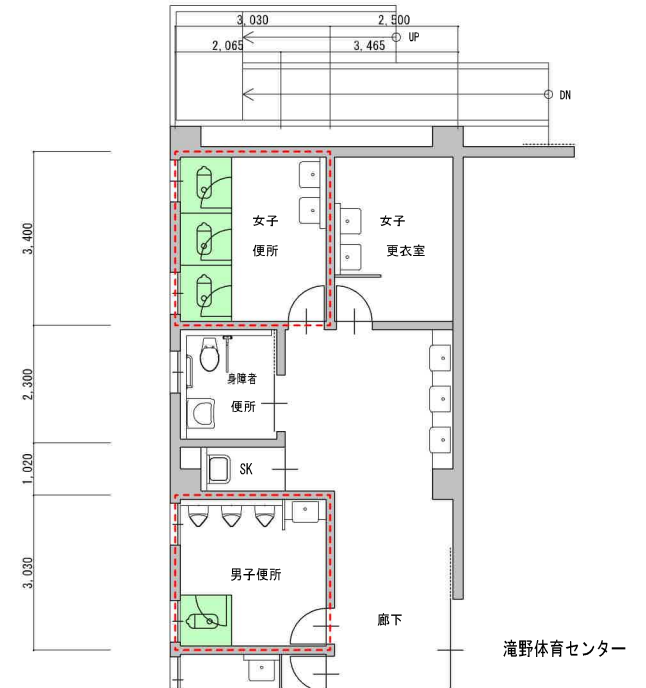


番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務委託						
1	実施設計業務		1.0	式			内訳書No.2
	改 計						
2	諸経費	直接人件費×諸経费率	1.0	式			
	改 計						
3	技術料等経費	(直接人件費+諸経費) ×技術料等経费率	1.0	式			
	改 計						
	委託価格						
	消費税相当額	10.0%					
	委託費						

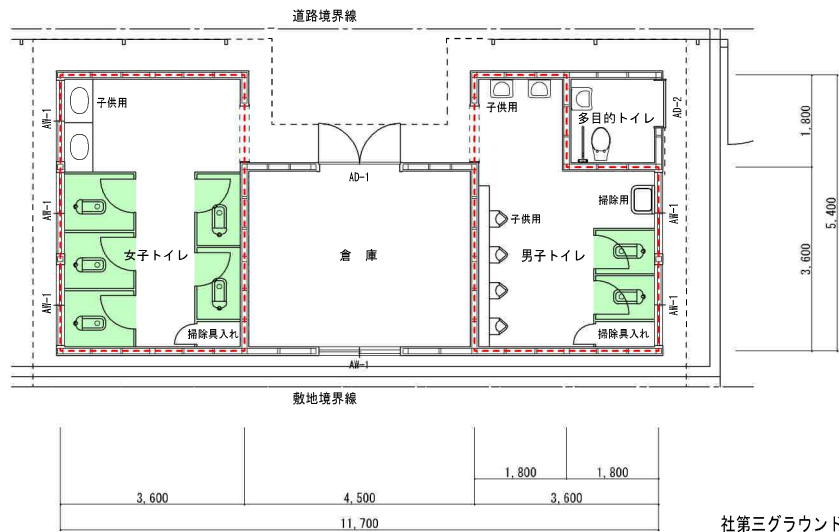




滝野総合公園多目的グラウンド



滝野体育センター



社第三グラウンド

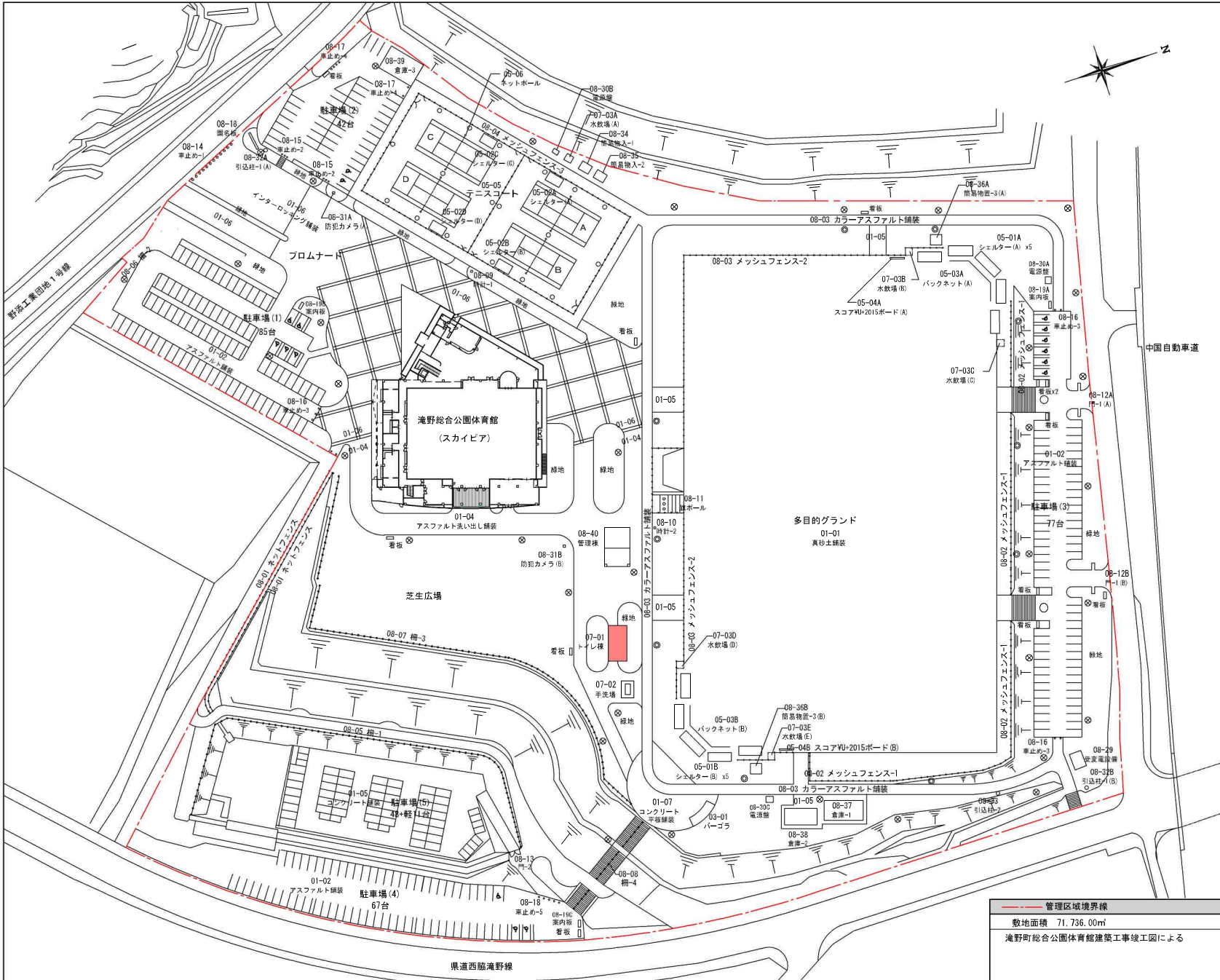
- 改修対象範囲
- 便器取替 (洋式化)
- 便座取替 (洗浄便座)

施設名称	施工床面積	洋便化区画数			便座取替区画数		
		男	女	計	男	女	計
滝野総合公園	61.847㎡	2	11	13		1	1
滝野体育センター	19.483㎡	1	3	4			
社第三グラウンド	35.640㎡	2	5	7			
合計	116.970㎡	5	19	24		1	1

体育施設(3施設)の既存トイレ洋式化改修工事に伴い、以下要領で改修工事実施設計を行う。

- ① 3施設とも既存和式便器を全て洋式便器に取替 (洗浄便座付) 計24ヶ所
- ② 滝野総合公園女子トイレの既存洋式便器の便座を洗浄便座に取替 計1ヶ所
- ③ 洋式化に伴いトイレブース扉の開閉方向検討(必要に応じ内開きから外開きに改修)
- ④ 便器取替により生じる、床・壁の補修(必要最低限の範囲)
- ⑤ 洗浄便座への電源供給を行う電気工事

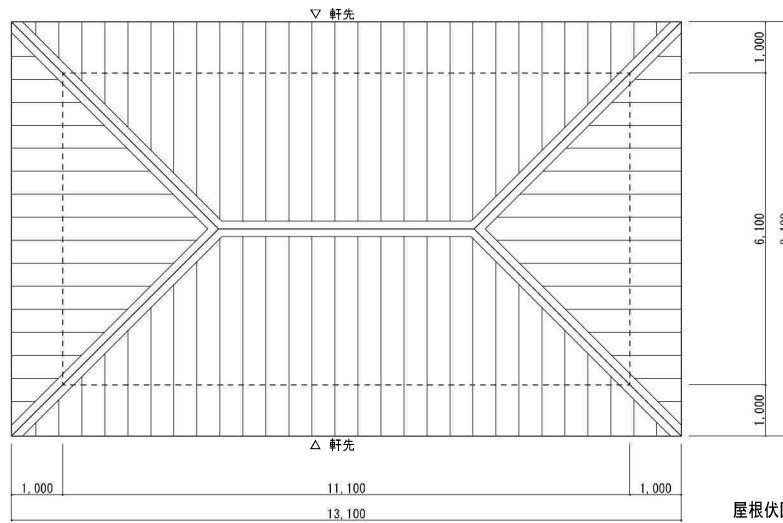




施設一覧	
<b>01 園路広場</b>	
01-01 真砂土舗装	17,530.00㎡
01-02 アスファルト舗装	8,020.00㎡
01-03 カラーアスファルト舗装	2,920.00㎡
01-04 アスファルト洗い出し舗装	1,540.00㎡
01-05 コンクリート舗装	1,970.00㎡
01-06 インターロッキング舗装	4,800.00㎡
01-07 コンクリート平板舗装	400.00㎡
01-08 コンクリート緑石	620.00㎡
<b>03 休養施設</b>	
03-01 バーゴラ 1基	03-04 ベンチ-3 4基
03-02 ベンチ-1 3基	03-05 ベンチ-4 2基
03-03 ベンチ-2 3基	03-06 ベンチ-5 2基
<b>05 運動施設</b>	
05-01 シェルター-1	10 箇所
05-02 シェルター-2	4 箇所
05-03 バックネット	2 箇所
05-04 スコアボード	2 基
05-05 テニスコート(人工芝)	4 面
05-06 ネットポール	8 基
<b>07 便益施設</b>	
07-01 トイレ棟 50㎡	1 棟
07-02 手洗場	1 箇所
07-03 水飲場	5 基
<b>08 管理施設</b>	
08-01 ネットフェンス H=1.2m	178.0 m
08-02 メッシュフェンス-1 H=3.0m	210.0 m
08-03 メッシュフェンス-2 H=1.2m	270.0 m
08-04 メッシュフェンス-1 H=3.0m	270.0 m
08-05 柵-1	155.0 m
08-06 柵-2	70.0 m
08-07 柵-3	185.0 m
08-08 柵-4	16.0 m
08-09 時計-1	1 基
08-10 時計-2	1 基
08-11 旗ポール	3 基
08-12 門-1	2 箇所
08-13 門-2	1 箇所
08-14 車止め-1	12 基
08-15 車止め-2	19 基
08-16 車止め-3	11 基
08-17 車止め-4	2 基
08-18 園名板	1 基
08-19 案内板	3 基
08-20 看板-1	6 基
08-21 看板-2	2 基
08-22 看板-3	1 基
08-23 看板-4	1 基
08-24 看板-5	1 基
08-25 看板-6	4 基
08-26 大型屋外照明	10 基
08-27 照明灯-1	42 基
08-28 照明灯-2	18 基
08-29 変電設備	1 箇所
08-30 電源盤	3 箇所
08-31 防犯カメラ	4 基
08-32 引込柱-1	2 基
08-33 引込柱-2	1 基
08-34 簡易物置-1	1 箇所
08-35 簡易物置-2	1 箇所
08-36 簡易物置-3	2 箇所
08-37 倉庫-1 100.00㎡	1 箇所
08-38 倉庫-2 80.00㎡	1 箇所
08-39 倉庫-3 70.00㎡	1 箇所
08-40 管理棟 60.00㎡	1 箇所
敷地面積 71,736.00㎡	
滝野町総合公園体育館建築工事竣工による	



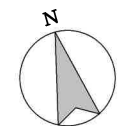
平面図



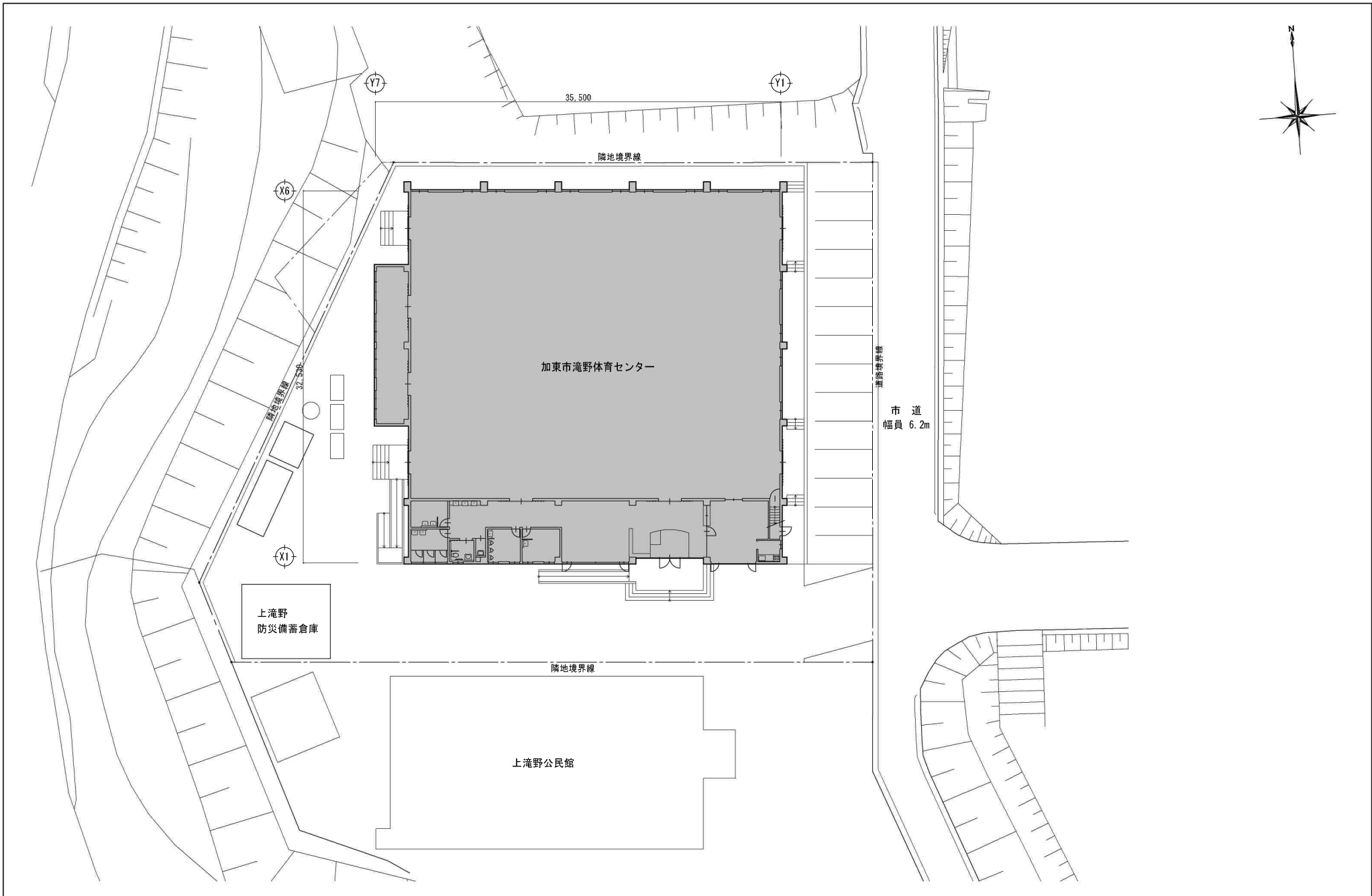
屋根伏図

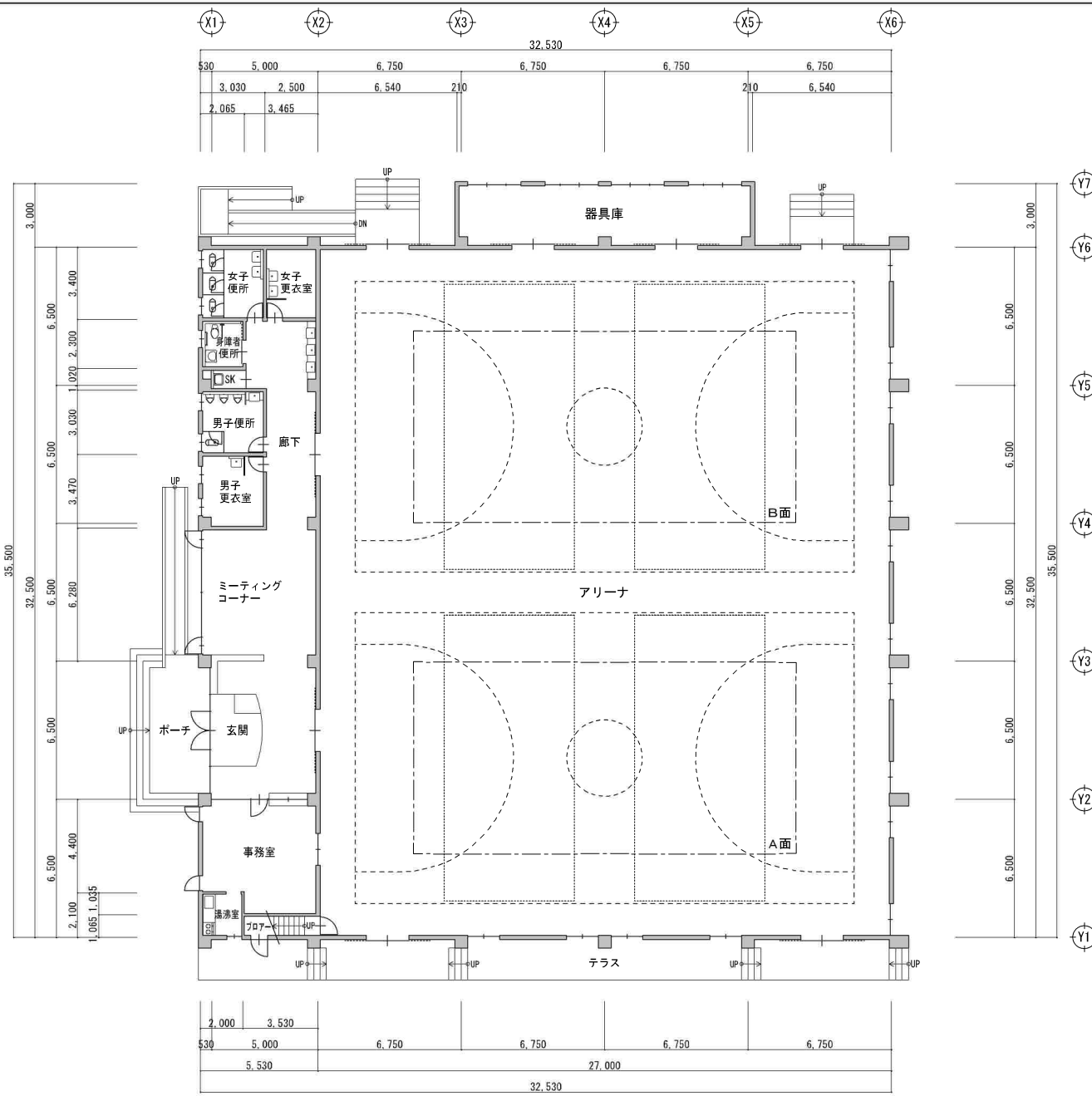
建築物情報 【 トイレ棟 】

確認済証	不詳
構造	S造平屋建て
用途	公衆便所
建築面積	11.1 + 6.1 = 67.71㎡
延床面積	11.1 x 6.1 - 1.16 x 1.275 = 66.23㎡
	壁芯間寸法については推測値
最高高さ	-.- m
軒高さ	-.- m
工事履歴	H12 新築
※ 竣工図所在不詳により現地測定により作図	



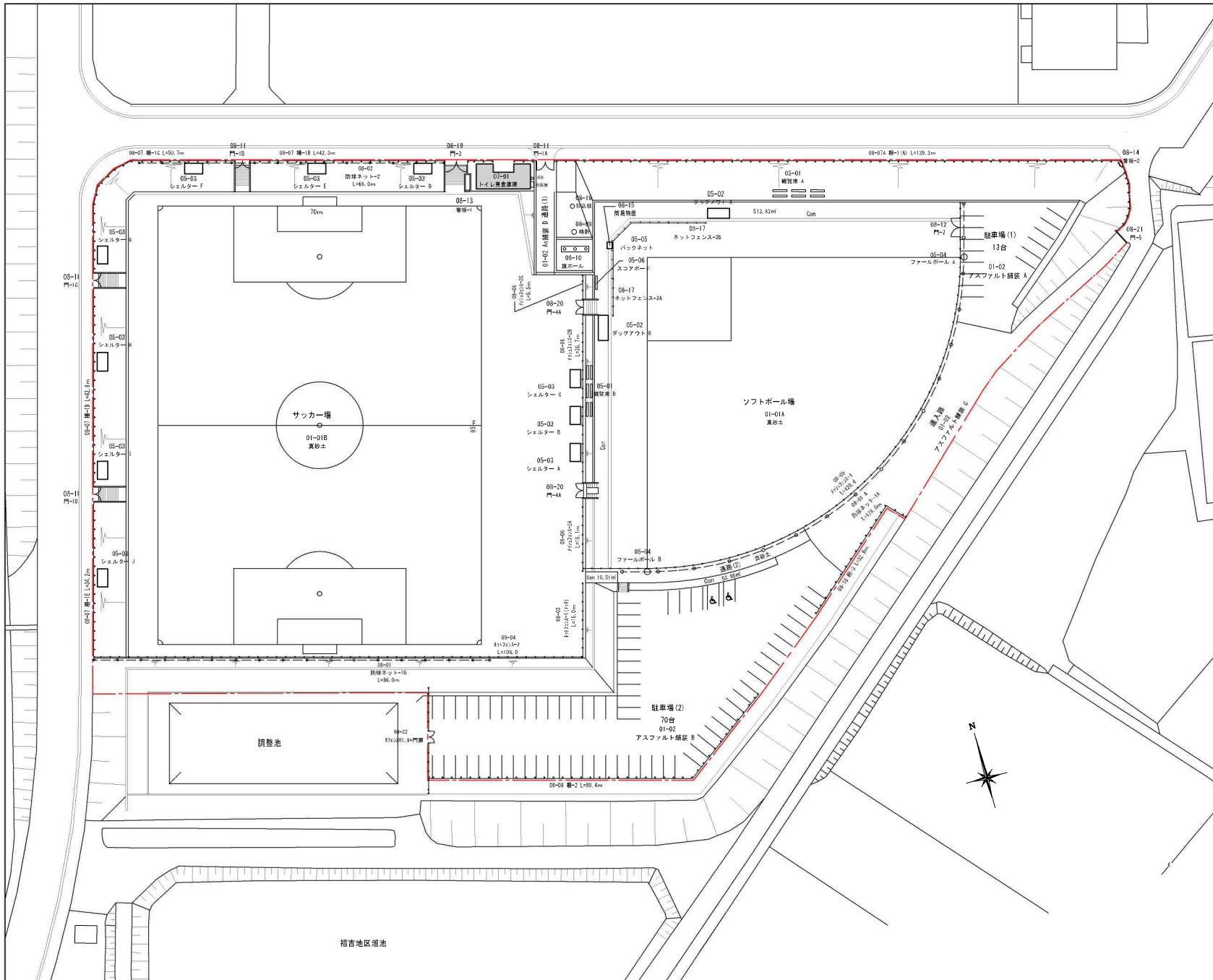






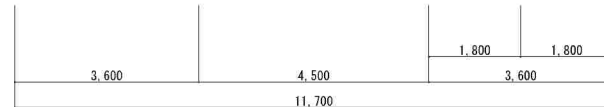
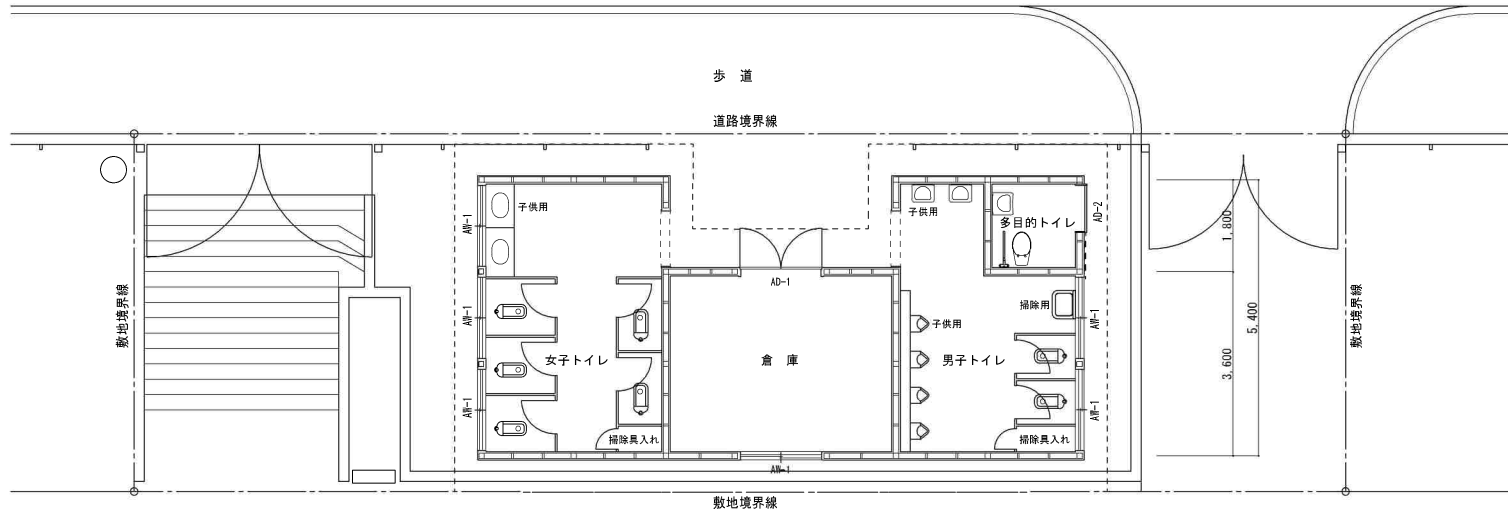
利用可能な運動種目	
バスケットボール	2面
バレーボール	2面
バドミントン	4面



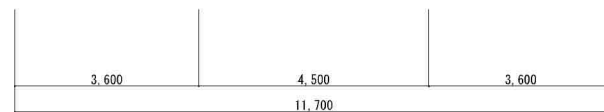
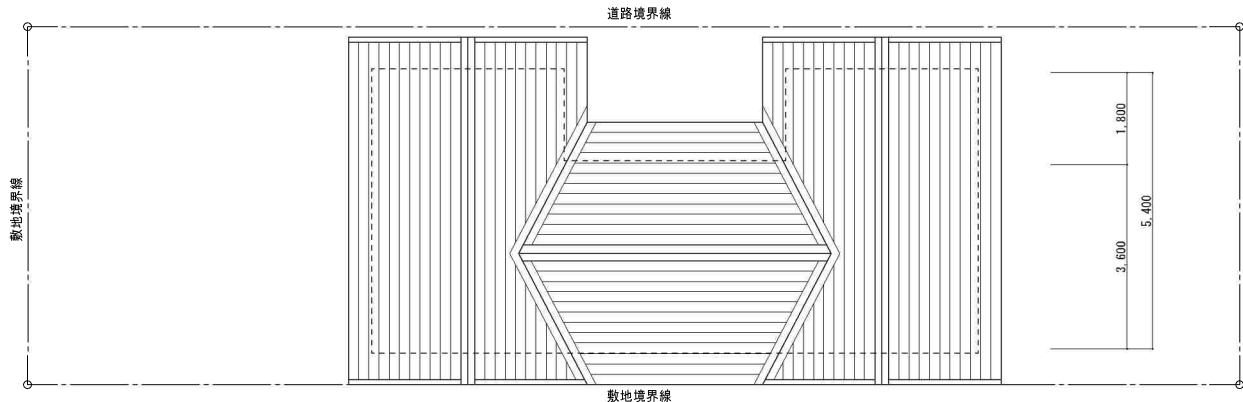


施設一覧		
<b>01 園路広場</b>		
01-01A	真砂土(ソフトボール場)	5,222.89㎡
01-01B	真砂土(サッカー場)	10,606.65㎡
01-01C	真砂土(通路(2))	142.70㎡
01-02A	アスファルト舗装(駐車場(1))	488.91㎡
01-02B	アスファルト舗装(駐車場(2))	2,539.93㎡
01-02C	アスファルト舗装(進入路)	723.63㎡
01-02D	アスファルト舗装(通路(2))	95.89㎡
01-03	コンクリート舗装	584.28㎡
<b>05 運動施設</b>		
05-01	観覧席(A)(B)各6基	2か所
05-02	ダッグアウト(A)(B)	2か所
05-03	シェルター(A)~(D)	10か所
05-04	ファールボール(A)(B)	2か所
05-05	バックネット H=	22.0 m
05-06	スコアボード	1基
<b>07 準常施設</b>		
07-01	トイレ兼倉庫棟 木造	66.00㎡
<b>08 管理施設</b>		
08-01	防球ネット-1(A)(B) H=10.0m	214.0 m
08-02	防球ネット-2 H=3.0m	66.0 m
08-03	ネットフェンス-1 H=2.8m(亜鉛めっき)	16.0 m
08-04	ネットフェンス-2 H=2.8m	106.0 m
08-05	ネットフェンス-1 H=1.0m(RC壁)	120.6 m
08-06	ネットフェンス-2 H=2.0m	58.3 m
08-07	柵-1 アルミ縦格子 H=1.1m	309.3 m
08-08	柵-2 H=1.1m	80.4 m
08-09	時計	1基
08-10	旗ポール	3基
08-11	門-1(A)~(D)	4基
08-12	門-2	1基
08-13	看板-1	1基
08-14	看板-2	1基
08-15	簡易物置	1基
08-16	引込柱	1基
08-17	ネットフェンス-3 H=1.5m	16.1 m
08-18	柵-3 H=0.8m	32.9 m
08-19	門-3	1基
08-20	門-4	2基
08-21	門-5	1基
08-22	ネットフェンス-4 H=1.8m(門扉付)	1基
緑石 ※ 現地調査を要す 排水 ※ 現地調査を要す 緑地 ※ 取扱い検討 設備 ※ 別紙参照		
管理区域境界線 敷地面積 165.90㎡ (トイレ兼倉庫棟 確認申請敷地) 管理区域 22,946.28㎡ (R4 長寿命化計画による) 残存配置図なし、都市計画図データを使用 ※ 精度低、管理区域不明		

市道（法42条1項1号）



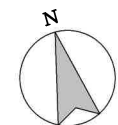
配置図兼平面図



屋根伏図

建築物情報 【 トイレ倉庫棟 】

確認済証	H.13.4.26 第 社10号
構造	木造平屋建て
用途	公衆便所
建築面積	55.08 + 4.5 x 0.3 = 56.43㎡
	建築確認 56.43㎡ (倉庫前庇出幅1.3m)
	現地調査 庇出幅1.3m→0.85mに修正
	11.7 x 5.4 - 4.5 x 1.8 = 55.08㎡
延床面積	11.7 x 5.4 - 4.5 x 1.8 = 55.08㎡
最高高さ	4.8m
軒 高さ	3.0m
工事履歴	H13 新築



滝野総合運動公園附属棟 仕上表

外部仕上表 【トイレ棟】

※ H12(2000)新築

部位	摘要	備考	部位	摘要	備考
屋根	長尺カラー鋼板 瓦棒葺 t=0.4 木毛セメント板 t=24 アスファルトルーフィング 22kg		建具	窓：アルミ製 アルマイト仕上 見込 70mm ドア：スチール製SOP	
外壁	サイディング t=16貼り AEPリシン		ポーチ	150角磁器質タイル貼	
腰壁	コンクリート打放補修				
軒天	ケイカル板 t=6 VP				
軒天幕板	ケイカル板 t=10 VP				

内部仕上表 【トイレ棟】

※ H12(2000)新築

室名	床		巾木		壁		天井		廻り縁	備考
	床高	材料・品番 メーカー	下地	材料・品番 メーカー	下地	材料・品番 メーカー	天井高	材料・品番 メーカー		
	下地 施工年		施工年		施工年		施工年			
男子便所	±0	150角磁器質タイル貼	LGS	H=2,000 防水ブラスターボード t=12.5 150角磁器質タイル貼	LGS	防水ブラスターボード t=12.5 VP	3,000	ケイカル板 t=6 AEP	塩ビ	和式便器x2 小便器x9 手洗カウンター(人造大理石) 鏡x3 SKx1 窓台(メラミン ストフォーム) トイレブース(メラミン)
	CON						LGS			
	H12						H12			
女子便所	±0	150角磁器質タイル貼	LGS	H=2,000 防水ブラスターボード t=12.5 150角磁器質タイル貼	LGS	防水ブラスターボード t=12.5 VP	3,000	ケイカル板 t=6 AEP	塩ビ	和式便器x11 洋式便器x1 手洗カウンター(人造大理石) 鏡x3 窓台(メラミン ストフォーム) トイレブース(メラミン)
	CON						LGS			
	H12						H12			
多肉的トイレ	±0	150角磁器質タイル貼	木	H=2,000 100角磁器質タイル	LGS	防水ブラスターボード t=12.5 VP	3,000	ケイカル板 t=6 AEP	塩ビ	洋式便器, 手洗い 手摺 鏡x1
	CON						LGS			
	H12						H12			

1階



内部仕上表(1)

※ H2(1990)新築

階	室名	床		巾木		壁		天井			備考	
		床高	材料・品番 メーカー	下地	材料・品番 メーカー	下地	材料・品番 メーカー	天井高	材料・品番 メーカー	廻り縁		
		下地 施工年		施工年		施工年		施工年				
1	玄関ホール	-120 MO H2	磁器質150角タイル		上り框 黒御影 140x60 本磨		3sプラスター塗㊦20mm EPA	2,720	化粧プラスターボードt=9 PBt=9捨貼岩綿吸音板t=15	塩ビ	下足箱	
	ホール	±0 MO H2		CON		MO		2,600				化粧プラスターボードt=9 PBt=9捨貼岩綿吸音板t=15
	ミーティング コーナー	±0 MO H2		CON		MO		2,600				
	事務室	±0 MO H2	CON	MO	2,600	化粧プラスターボードt=9	塩ビ	受付カウンター				
	事務室湯沸場	±0 MO H2	CON	MO	2,410							
	更衣室(男・女)	±0 MO H2	CON	W	2,400							
	便所(男・女)	-50 MO H2	長尺シート タキスロンノンスリップ マイルド㊦2.3mm		ー 壁に準じる	MO	100角半磁器タイル	2,400	化粧プラスターボードt=9	塩ビ	手洗い 和式便器	
	身障者便所	±0 MO H2		ー 壁に準じる	MO	100角半磁器タイル	2,200					
	S K 室	±0 MO H2		CON	MO	3sプラスター塗㊦20mm EPA	2,400					
	廊下	±0 MO H2	長尺シート タキスロンノンスリップ マイルド㊦2.3mm		木製(米柾)H=100 OP		3sプラスター塗㊦20mm EPA	2,600	化粧プラスターボードt=9	塩ビ	手洗い 姿見鏡	
	器具庫	±0 鋼製床 H2		CON		MO		3sプラスター塗㊦20mm EPA				2,500
				H2		H2						





令和 8 年度  
社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務委託

仕 様 書

加 東 市

## 共通仕様書

- 1 委託番号 2026020200
- 2 委託名称 令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務委託
- 3 委託場所 住所：加東市河高4007番地（滝野総合公園多目的グラウンド）  
加東市上滝野1167-5（滝野体育センター）  
加東市佐保43番地（社第三グラウンド）
- 4 対象建物 滝野総合公園多目的グラウンド トイレ棟  
鉄筋コンクリート造 地上1階建 施工床面積 61.84 m<sup>2</sup>  
滝野体育センター 体育館  
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建 施工床面積 19.48 m<sup>2</sup>  
社第三グラウンド トイレ倉庫棟  
木造 地上1階建 施工床面積 35.64 m<sup>2</sup>
- 5 対象業務 実施設計業務

（適用）

- 第1条 本仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務に係る設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 2 加東市が発注する「令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務」の委託（以下「本業務」という。）に適用する。
  - 3 設計仕様書は、相互に補完するものとする。但し、設計仕様書の間には相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序の通りとする。
    - (1) 質問回答書
    - (2) 現場説明書
    - (3) 別冊の図面
    - (4) 特記仕様書
    - (5) 共通仕様書
  - 4 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

（用語の定義）

- 第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- 1 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
  - 2 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払いの請求に係る既履行

部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者  
で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。

- 3 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者  
で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
- 5 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書  
及び共通仕様書をいう。
- 6 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明  
書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が  
回答した書面をいう。
- 7 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が  
当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- 8 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもと  
になる計算書等をいう。
- 9 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定め  
る図書をいう。
- 10 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
- 11 「特記」とは、第1条第3項の(1)から(5)に指定された事項をいう。
- 12 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上  
必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 13 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しく  
は変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- 14 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせるこ  
とをいう。
- 15 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設  
計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することを  
いう。
- 16 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計  
業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意  
することをいう。
- 17 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注  
者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 18 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面  
又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 19 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- 20 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部

分払いの請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。

- 21 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 22 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 23 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

(設計業務の範囲)

第3条 設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- (1) 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
- (2) 追加業務の内容及び範囲は特記による。

(業務の着手)

第4条 受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員等との打合せを開始することをいう。

(設計方針の策定等)

第5条 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 3 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

(適用基準等)

第6条 発注者は、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。

- 2 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- 3 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

(提出書類)

第7条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査

職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。

- 2 共通仕様書において書面により行わなければならないとされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことが出来る。
- 3 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
- 4 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うと共に、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

(業務計画書)

- 第8条 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書の内容は、特記による。
  - 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
  - 4 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(守秘義務)

- 第9条 受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(再委託)

- 第10条 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくてもよいものとする。
  - 3 受注者は第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
  - 4 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
  - 5 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該

複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を、更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。

- 6 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても、必要な措置を講じなければならない。

(特許権等の使用)

- 第11条 受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき、保護される第三者の権利の対象である履行方法を、発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

(調査職員)

- 第12条 発注者は、契約書の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
  - 3 調査職員の権限は、契約書に規定する事項とする。
  - 4 調査職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことが出来るものとする。
  - 5 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

(管理技術者)

- 第13条 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。
- 2 管理技術者の資格要件は、特記による。
  - 3 管理技術者は、契約書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
  - 4 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。但し、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
  - 5 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

(貸与品等)

- 第14条 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- 2 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却

しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(関連する法令、条例等の遵守)

第15条 受注者は、設計業務の実施に当たっては、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

(関係官公庁への手続き等)

第16条 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

- 2 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- 3 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けた時は、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

(打合せ及び記録)

第17条 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することが出来ない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

(一時中止)

第19条 発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰することが出来ない事由により、設計業務の対

象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合

- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

(履行期間の変更)

第20条 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

(修補)

第21条 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。

- 2 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

(設計業務の成果物)

第22条 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。但し、これにより難い場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を受けなければならない。

- 2 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。
- 3 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

(検査)

第23条 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払いを請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
- 3 受注者は、契約書の規定に基づく部分払いの請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

- (1) 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること
- (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること

4 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会いの上、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務成果物の検査
- (2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

（引渡し前における成果物の使用）

第24条 受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

## 特記仕様書

- 1 対象建物 共通仕様書「4. (対象建物)」による。
- 2 業務内容 (1) 次に掲げる設計業務  
令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務  
(2) 内容変更に伴う設計図書の修正及び積算変更業務

### (適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 2 加東市が発注する「令和8年度 社会体育施設トイレ洋式化実施設計業務」の委託（以下「本業務」という。）に適用する。
  - 3 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び共通仕様書に基づき実施する。

### (目的)

- 第2条 社会体育施設の安全で適切な維持管理を行い、長寿命的に使用するために本業務を実施する。

### (履行期間)

- 第3条 本業務の履行期間は、次の通り。  
設計業務： 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで

### (現地調査及び交通安全対策)

- 第4条 受注者は、設計業務着手前に現地調査を行う場合は、各施設職員及び一般車両を優先し、通行に注意すること。また、必要に応じて現場周辺に、誘導看板の設置及び安全対策の表示を行うこと。作業員及び調査員の車両については、指定の位置に駐車し、無断で付近の道路や空き地に駐車しないように注意すること。指定の位置については調査職員と十分に協議し決定すること。

### (設計業務の実施)

- 第5条 設計業務を実施するに当たり、発注者が計画している事業費及び延べ面積等を遵守し、設計条件に基づいて実施する。
- 2 業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針については調査職員の指示及び承諾を受ける。
  - 3 業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定を遵守する。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修及び制定の基準（最新版）を基本とする。

- 4 設計業務で協力事務所を使用する場合は、調査職員と協議し承諾を受ける。
- 5 業務に関して疑義の生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

(設計業務の範囲)

- 第6条 設計業務は、令和6年度国土交通省告示第8号(以下「告示」という。)別添一第1項(設計に関する標準業務)に掲げる基本設計及び実施設計とする。
- 2 本業務開始後、その内容に変更又は追加等が発生した場合において、受注者は、調査職員の指示により変更又は追加等の業務を履行する。
  - 3 前項の変更又は追加等に伴う契約金額の変更は、原則として行わない。但し、著しく金額が変更する場合はこの限りでない。

【設計業務】

- (1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」による。
- (2) 本業務に係る標準仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」による。
- (3) 積算業務は、調査職員の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。なお、週休二日制度を見込んだ積算内容とすること。
- (4) 設計に係る成果図書は、基本設計図書及び実施設計図書一式のほか、実施に係る申請関係書類全て含むものとする。
- (5) 内訳書については、市指定の様式による。内容は「表紙・内訳・各工事大項目内訳・各工事小項目内訳・代価表・数量計算書・単価決定根拠表・見積書・カタログ」等により構成するものとする。
- (6) 成果品は下記のとおり、提出する。
 

ア	図面(CADデータ及びA3版白焼図面)・・・・・・・・・・	1部
イ	内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
ウ	関係資料集・・・・・・・・・・・・・・・・	一式
エ	見積り書(3社以上)・・・・・・・・	一式
オ	その他発生した資料・・・・・・・・	一式
カ	監督員が指示するもの・・・・・・・・	一式
キ	電子データ(CDR内訳 エクセル、RIBC CADデータ)・・・・・・・・	一式

※図面電子データは、Jww形式を基本とする。それ以外の形式については、変換ソフト等を使用し、Jww形式に変換すること。特に他の形式からJww形式に変換した場合は、線種、文字等をよく確認すること。
- (7) 貸与品等
  - ア 業務の実施に当たり、発注者が貸与できる資料は、下記による。

(1) 滝野総合公園多目的グラウンド

Cad (Jww) データ

(見取図、配置図、トイレ棟平面図)

(2) 滝野体育センター

Cad (Jww) データ

(見取図、配置図、1階平面図、屋根伏図、立面図、断面図)

(3) 社第三グラウンド

Cad (Jww) データ

(見取図、配置図、トイレ倉庫棟平面図、立面図、断面図)

イ 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却する。

ウ 受注者は貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復する。

エ 受注者は、貸与品等を調査職員の許可なしに、他のいかなる者に対しても、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。

(管理技術者等の資格要件等)

第7条 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士の資格を有する自社の正社員(公告日現在で3箇月以上の雇用契約がある者)を本業務に管理技術者及び照査技術者として配置できる者(各技術者の兼務不可)。

(業務計画書の記載事項)

第8条 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- ① 業務一般事項
- ② 業務工程計画
- ③ 業務体制
- ④ 業務方針

上記項目のうち②業務工程計画については、調査職員と十分な打合せを行った上で内容を定めること。また、④業務方針の内容については、事前に調査職員の承諾を得るものとする。

(その他)

第9条 受注者は、業務において関係法令、その他関係基準書、指針等を遵守し綿密な調査をする。

- 2 調査職員は、成果品に契約不適合があるときは、受注者又は管理技術者に対しその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 受注者は、検査職員の検査を受け合格し成果品を納入したとしても、契約不適合が発見された場合は、修補及び損害賠償を免れないものとする。

- 4 受注者は、成果品を調査職員の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。
- 5 その他必要とする事項については、調査職員と受注者双方で協議の上、決定するものとする。

以上

加東市役所 教育振興部 生涯学習課 (0795-43-0545)